

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和5年1月18日 15時30分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島南方沖 城ヶ島灯台から真方位195° 1,500m付近 (概位 北緯35°07.3' 東経139°36.4')
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{シーガル} Sea Galは、航行中、釣り糸がプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年4月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット Sea Gal、5トン未満（長さ7.09m） 235-20149神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約1～2m/s、 視程 約20km 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、城ヶ島東方沖で釣りを終え、航行中、釣り糸を回収していたところ、同島南方沖でプロペラに釣り糸が絡まり、運航不能となった。 本船は、船長が118番に通報して来援した巡視艇により三浦市の港にえい航された。
分析	本船は、帰航する際、船長が釣り糸の回収を終えないまま航行したことから、釣り糸が船尾方へ流されて回転中のプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が帰航する際、船長が釣り糸の回収を終えないまま航行したため、釣り糸が船尾方へ流されてプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船の船長は、船上で使用した釣り糸を回収する場合には釣り糸が推進器に近づかないよう船速を調整するか、又は推進器を停止して行うこと。